

## 久喜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

久喜市建築基準法施行細則（平成22年久喜市規則第196号）の一部を次のように改正する。

第29条中「第24条から第26条まで」を「第25条から第27条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 法第18条第4項の規定によりする通知については、第6条及び第25条から前条までの規定を準用する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。